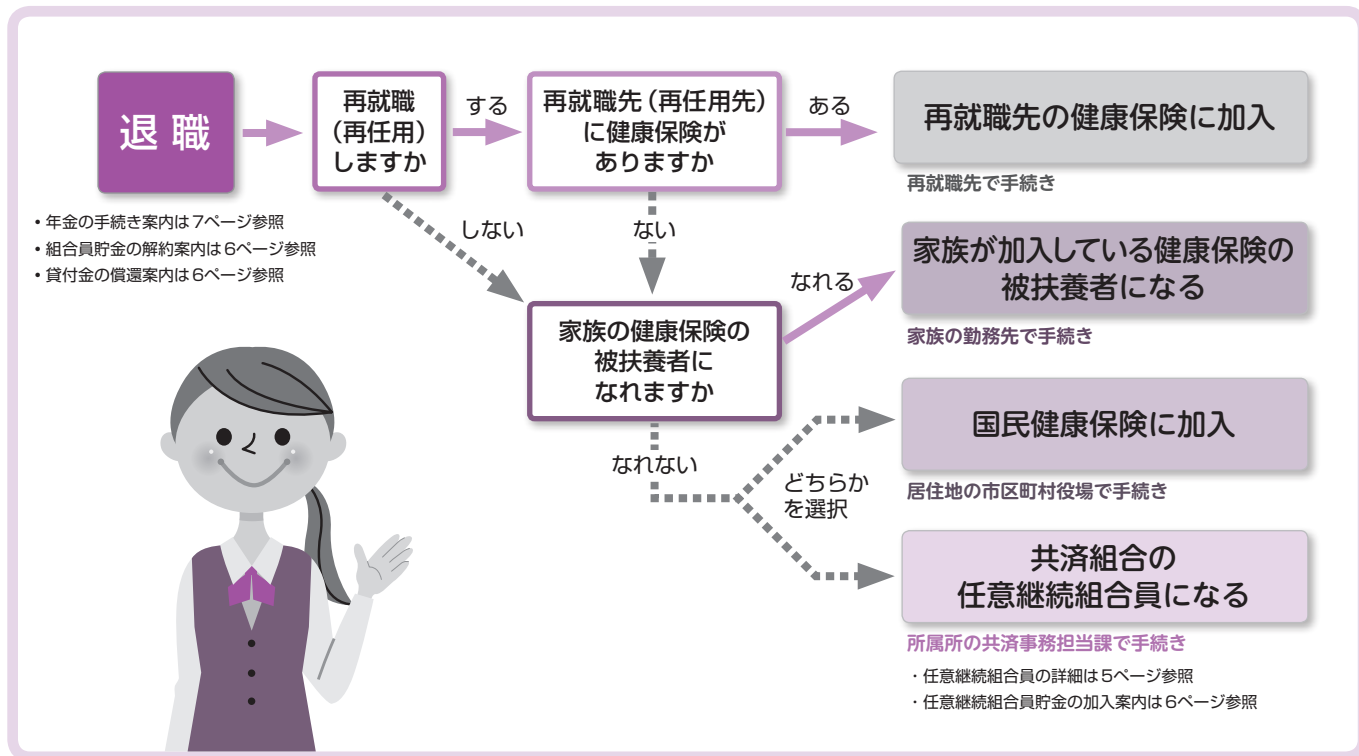


退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

組合員ご本人が退職したときは、退職日の翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



医療保険制度の概要

区分	再就職先の健康保険	家族が加入している健康保険の被扶養者	国民健康保険	共済組合の任意継続組合員
保険料(掛金)	標準報酬月額や賞与等から算定	被扶養者は負担なし	加入世帯を単位として平等割のほか加入する家族数、前年度所得、資産を基準にして算定 上限額(年額) ^{※1} 医療分：510,000円 支援分：140,000円 介護分：120,000円	退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額のうち低い額により算定 上限額(年額) ^{※2} 短期分：495,936円 介護分：60,220円
附加給付制度	協会けんぽ × 健保組合 △	協会けんぽ × 健保組合 △	×	○ ^{※3}
その他	*****	*****	*****	任意継続組合員貯金制度あり(年利1.3%) 6ページ参照
お問い合わせ先	再就職先	家族の勤務先	居住地の市区町村役場	所属所共済事務担当課

※1 居住する市区町村により上限額が異なります。

※2 平成27年度の上限額です。平成28年度はまだ確定していません。

※3 同一月に同一の医療機関等に支払った自己負担額が25,000円(上位所得者は50,000円)を超えるときは、その超える額が附加給付として支給されます。(1,000円未満は不支給。100円未満端数切り捨て)

(注) 附加給付制度の○は「あり」、×は「なし」、△は「あるところとないところがあります」。詳しくは各医療保険の保険者に確認してください。